

利用に関する質問

	質問	回答
1	申請したときと異なるバス会社や区間は利用できますか	<b>無料が適用されず運賃が発生します。</b> 申請したバス会社と区間のみ利用できます。
2	土日や祝日も利用できますか	利用可能です。
3	部活や塾の場所までの区間で申請できますか	部活動による利用は可能です。 ただし、 <b>申請できる区間は自宅と学校の往復区間のみ</b> となります。 <b>塾や習い事など、学校以外の場所までの区間での申請はできませんので、ご注意ください。</b>
4	支給されたICカードに現金をチャージできますか	現金のチャージや他の目的での利用はできませんのでご注意ください。

申請に関する質問

	質問	回答
5	申請方法はどのようにしますか	<b>原則、電子申請となります。</b> QRコードから申請できます。 やむを得ない場合は紙申請も可能です。 
6	電子申請ができない場合はどうすればよいですか	やむを得ない理由により電子申請ができず、紙による申請を希望される場合は、次の手順でお手続きください。 ①下記URLより「申請書様式依頼書」をダウンロード <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/gakko/1023180/1009427.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/gakko/1023180/1009427.html</a> ②必要事項をご記入ください。 ③切手を貼った返信用封筒を同封してください。 ④上記を郵送してください。 申請書書類一式を送付いたします。
7	申請書はどこに提出しますか	電子申請の場合はオンライン提出となります。
8	どのようにバスに乗ればいいのか分かりません。	バスの乗り方や停留所、乗り換え方法、時刻については、直接、各バス会社へお問い合わせください。 <b>停留所の場所や運行径路等については、県ではご案内しておりませんので、県へのお問い合わせはご遠慮ください。</b>
9	バスを乗り継ぐ必要がありますが、申請できますか	申請可能です。バスとモノレールの乗り継ぎも可能です。
10	行きはモノレール、帰りはバスを利用したい	行きと帰りが異なる区間での申請はできません。
11	離職等の家計急変による申請をしたいのですが、どういった書類を提出すればよいですか	離職等の家計急変により、保護者等全員が住民税所得割非課税と同程度の収入状況であることが見込まれる場合は、支援の対象となります。 次の①～④の書類を提出してください。 <b>①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類</b> 離職票、雇用保険受給資格者証等破産宣告通知書・廃業等届出書等 <b>②家計急変前の収入を証明する書類</b> 最新の所得課税証明書（全項目が記載されているもの）※保護者全員分 <b>③家計急変後の収入を証明する書類</b> 最新の源泉徴収票、給与見込証明書（家計急変後3ヶ月分の給与の記載があること。ただし、年間で賞与がある場合は賞与（見込額）を記載すること）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後）等 <b>④保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類</b> 扶養誓約書、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 ※定年退職などは、家計急変の対象となりません。 ※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

### 申請に関する質問

	質 問	回 答
12	認定された区間を変更したいのですが、どうすればいいですか	認定された区間の変更申請は、随時受け付けています。申請は、沖縄県電子申請システムから行ってください。 
13	高速バス（琉球バス交通、那覇バス、沖縄バス、東陽バス）は利用できますか	系統番号111,117を利用する場合は、回数券を交付します。同一区間で、回数券・専用オキカ両方での支援は受けられません。 【系統番号（高速バス）】 111,117……回数券を交付 【系統番号（高速経由）】 113,123,127,152…専用オキカを交付

### その他の質問

	質 問	回 答
14	在学中はずっと利用できますか	毎年1月から2月に更新をおこないます。更新の際、課税証明書などの書類を提出していただく場合があります。認定要件から外れた場合は利用できません。
15	休学した場合、再度申請しますか	休学の場合、ICカードを停止する必要がありますので学校に連絡してください。復学後利用したい場合は、再度申請をお願いします。
16	利用実績報告とが何ですか。	バス等の毎月の利用状況を県に報告していただきます。報告の方法などは、ICカード等の交付の際にご案内します。
17	お問い合わせ先を教えてください	<b>※停留所の場所・運行状況等につきましては、各バス会社へ直接ご確認ください。</b> <b>【申請内容に関するお問合せ先】</b> 沖縄県総務部総務私学課 shigakujimu@pref.okinawa.lg.jp <b>【お電話でのお問い合わせ】</b> 電話番号 : 098-866-2074 受付時間 : 平日 10時00分～15時00分 (12時00分～13時00分を除く) <b>【システムの操作に関するお問合せ先】</b> ・固定電話コールセンター 電話 0120-464-119 フリーダイヤル ・携帯電話コールセンター 電話 0570-041-001 (有料) (平日 9時00分～17時00分)